高知県よろず支援拠点生産性向上支援センター
「生産性向上支援サポーター」公募要領

１．職種

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点生産性向上支援センター事業）における「生産性向上支援サポーター」

２．募集人員

生産性向上支援サポーター　　若干名

３．業務内容

令和８年４月１日に開設した「高知県よろず支援拠点生産性向上支援センター」において、中小企業・小規模事業者等からの生産性向上（５Ｓ、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた助言・提案等を行う。

また、同センターに関する広報活動、支援対象者の掘り起こしに関する協力、拠点運営に係わる業務などを行う。

なお、業務においては、よろず支援拠点ワンストップ相談窓口や実施機関である（公財）高知県産業振興センターと適切に連携する。

４．契約条件

（１）報酬	日額３０，０００円（税抜） ※業務への従事が半日の場合は、日額の半額
（２）旅費・交通費	公益財団法人高知県産業振興センターの規程に基づき支給
（３）委託期間	契約日～令和９年３月３１日
（４）従事日	月４日程度　／　不定期（業務が発生した場合に都度依頼する）
（５）従事時間	８：３０～１７：１５（休憩時間６０分）
（６）従事場所	高知市布師田３９９２－２　高知県中小企業会館５Ｆ 高知県よろず支援拠点生産性向上支援センター　等 ※場合によっては、他の場所で従事することがある
（７）インボイス登録	本業務の受託に当たっては、消費税法に基づく適格請求書発行事業者として登録している者、または契約開始日までに登録を行う意思がある者であることを要件とする。 なお、契約締結後に登録が確認できない場合は、契約を解除する場合がある。

５．応募資格要件等

次の（１）～（４）の要件を全て満たしていること

（１）高知県内または四国内に在住していること。また四国外に在住している場合、採用後に高知県内に在住すること

（２）中小企業・小規模事業者等の事業や経営実態に精通し、コミュニケーション能力に優れ、中小企業支援の経験や民間企業等における実務経験等を有していること

（３）心身ともに健康で、普通運転免許を保有し、車等を使って中小企業等への訪問が可能なこと

（４）パソコン(エクセル、ワード、パワーポイント等)、インターネット、メール等を活用して業務遂行が可能なこと

６．求める人物像

以下の要件を全て満たしている方

（１）企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験を有する方、又は支援者として生産性向上支援の経験を有する方、又はそれと同等のスキルを有する方

（２）業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等を有し、中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言を行いうる方

（３）特に「省力化投資促進プラン（※)」に指定されている以下のいずれかの業種の支援ができうる方

①小売業
②建設業
③製造業
④飲食業
⑤宿泊業
⑥運輸業
⑦警備業
⑧生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）
⑨その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

（※）省力化投資促進プラン（内閣官房ＨＰ）

上記の９業種の中でも①小売業②建設業⑧生活関連サービス業について、生産性向上の支援ができうる方が望ましい。

（４）専門・知見を有する業種に限らず、その他の業種の中小企業支援にも従事することとなる可能性があるため、他業種についても積極的に学び、支援に必要な知識を身につけていく意欲等を有する方

７．選考方法

（１）一次選考　書類選考
（２）二次選考　面接選考

※書類提出から採用決定まで１ヶ月程度かかります。あらかじめご了承ください。

８．応募方法

（１）募集期限　　令和８年１２月１０日（木）必着
※期間中は、応募を頂いた順に随時選考・採用を行います。
定員になり次第、募集を締め切りますのでご注意ください。

（２）提出書類　　①高知県よろず支援拠点生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」応募申込書（様式１）
②暴力団排除に関する誓約書（様式２）
③その他（履歴書等　様式なし）

（３）書類提出先　　公益財団法人高知県産業振興センター
経営支援・地産地消部　経営支援・地産地消課
（担当　野本、西村）
住所：〒７８１－５１０１　高知市布師田３９９２－２　高知県中小企業会館２Ｆ
電話番号：０８８－８４５－６６００
URL：https://yorozu-kochi.go.jp/seisansei/（生産性向上支援センターHP）
※電話・来訪受付時間は平日８時３０分～１７時１５分（１２時～１３時を除く）。

９．応募及び契約にあたっての留意事項

（１）応募及び選考に要する費用（交通費、郵送料等）は負担しない。
（２）本事業による支援によって得られた成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属する。
（３）サポーターは、本事業により知り得た中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはならない。契約期間終了後も同様とする。
（４）契約後は、原則、自らの事業として現に有料で業務を行っている事業者について、よろず支援拠点事業として自ら対応することは認めない。また、よろず支援拠点事業として自ら対応した事業者について、契約期間中に自らの事業として有料で業務を行うことも認めない。